

第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画

令和3年(2021年)3月
山 口 県

は じ め に

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上でも、その根絶は、克服すべき重要な課題です。

このため、県では、これまで「山口県配偶者暴力等対策基本計画」に基づき、DVに関する県民意識の醸成や相談対応、被害者の保護、自立支援などに取り組んできました。

しかしながら、本県が令和元年度に実施した調査によると、約4人に1人がDVの被害経験があることや、DVの被害経験があっても、約6割の方がどこにも、だれにも相談していないなど、依然として多くの課題が残されています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が令和元年6月に改正され、DV対策と児童虐待防止対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化されました。

こうした状況を踏まえ、このたび、山口県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聴きしながら、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を策定しました。

私は、今後、この計画に基づき、県民の皆様や市町、関係機関・団体等の皆様方と連携・協働しながら、DVのない社会の実現に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

山口県知事 村岡嗣政



目 次

第1章 計画策定に当たって	_____	
1 計画策定の趣旨		1
2 計画の位置付け		1
3 計画の期間		1
第2章 計画策定の背景	_____	
1 本県のDVの現状		2
2 第4次計画策定後の主な動き		6
第3章 計画の目指す方向	_____	
1 基本理念（目指す方向）		7
2 施策の基本方針		7
第4章 計画の内容	_____	
1 DVを許さない社会の実現		8
2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実		10
3 被害者を保護する体制の整備・充実		13
4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化		16
5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進		20

1 計画策定の趣旨

配偶者^{※1}等からの暴力（以下「DV^{※2}」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

県では、「山口県配偶者暴力等対策基本計画（平成18年1月策定、平成21年3月第1次改定、平成25年3月第2次改定、平成28年3月第4次計画策定）」に基づき、DVのない社会の実現に向け、市町、関係機関・団体等と連携しながら、DV対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、この計画が令和2（2020）年度で終了することから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく、DVの防止及び被害者の保護等に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、本県におけるDV対策の基本方向と具体的施策を示したものです。

また、「山口県男女共同参画基本計画」の部門別の計画として位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内でも、DV防止法や国の基本方針が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直しを行います。

※1 配偶者

この計画では、性別にかかわらず、DV防止法に規定する次の者を「配偶者」と表記します。

- ・配偶者及び元配偶者
- ・婚姻の届出をしていない「事実婚」の関係にある者（事実婚を解消した場合も含む。）
- ・生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手を含む。）

※2 DV（domestic violence：ドメスティック・バイオレンス）

一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

1 本県のDVの現状

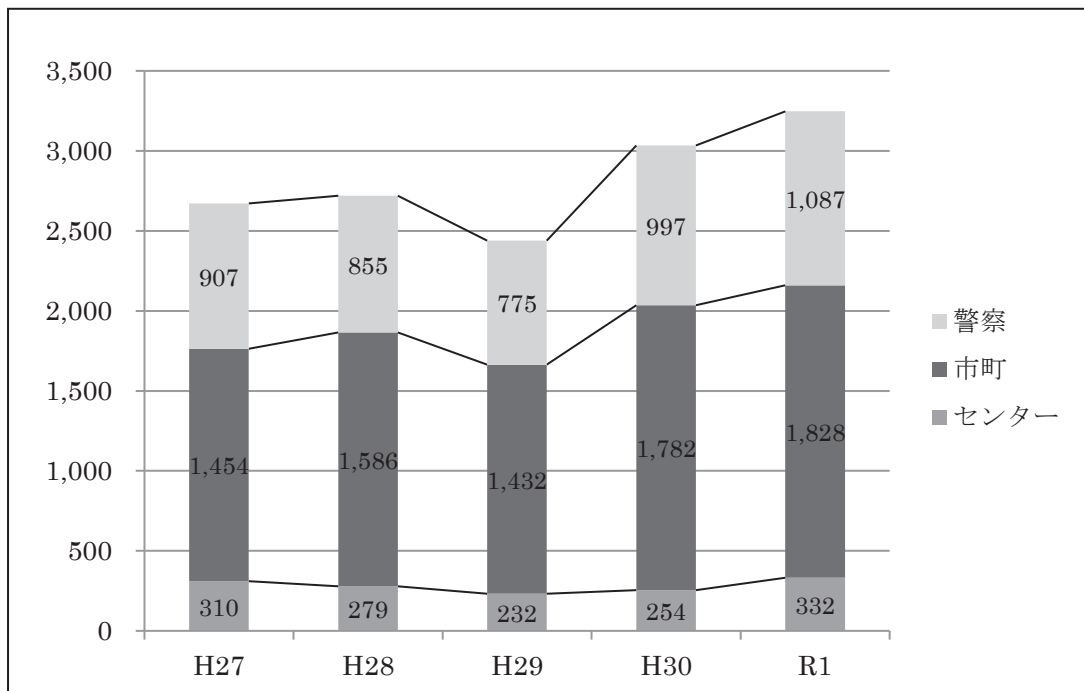
(1) 統計データからみたDV

① DV相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は、平成29（2017）年度に一旦減少していますが、近年は増加傾向にあります。

《DV相談件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】 県男女共同参画課、県警察本部調べ ※県警察本部のデータは暦年

② DV被害者の一時保護件数

県男女共同参画相談センターが実施した、DV被害者の一時保護件数は、令和元（2019）年度は9件となっています。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
一時保護件数	19	15	19	12	9
(同伴する家族数)	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)

【調査の出典】 県男女共同参画相談センター調べ ※前年度からの繰越を含む。

③ DVによる検挙件数

DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和元（2019）年は49件となっています。

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	40	69	59	45	49

【調査の出典】 県警察本部調べ

④ DV防止法に基づく保護命令発令件数

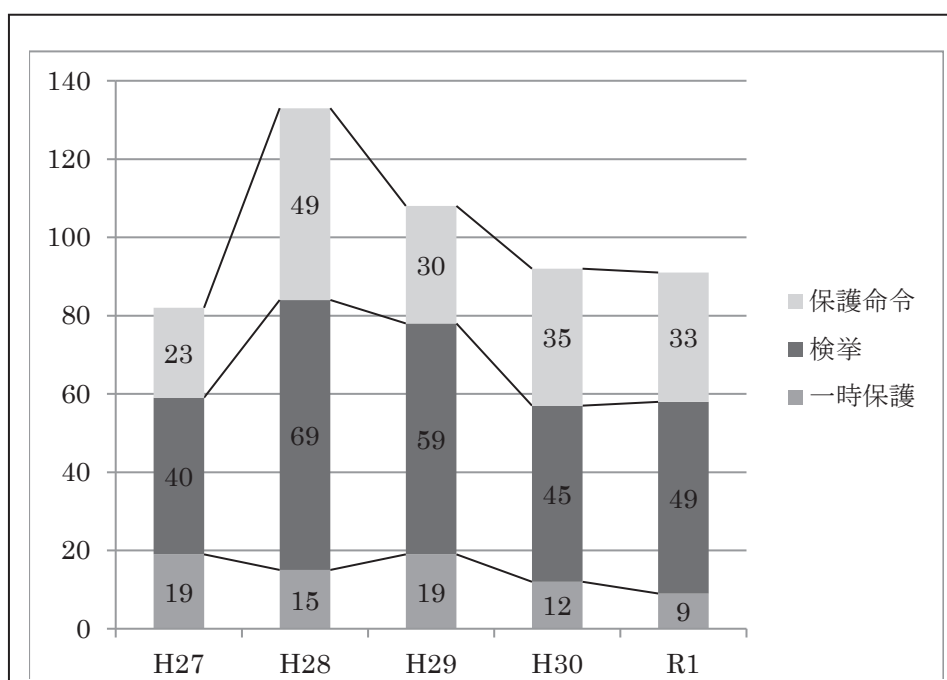
被害者からの申立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令の3種類があり、令和元（2019）年は33件となっています。

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	23	49	30	35	33
(全国)	(2,400)	(2,082)	(1,826)	(1,700)	(1,591)

【調査の出典】 山口地方裁判所調べ、全国は最高裁判所調べ

《DVに係る一時保護・検挙・保護命令発令件数の推移》

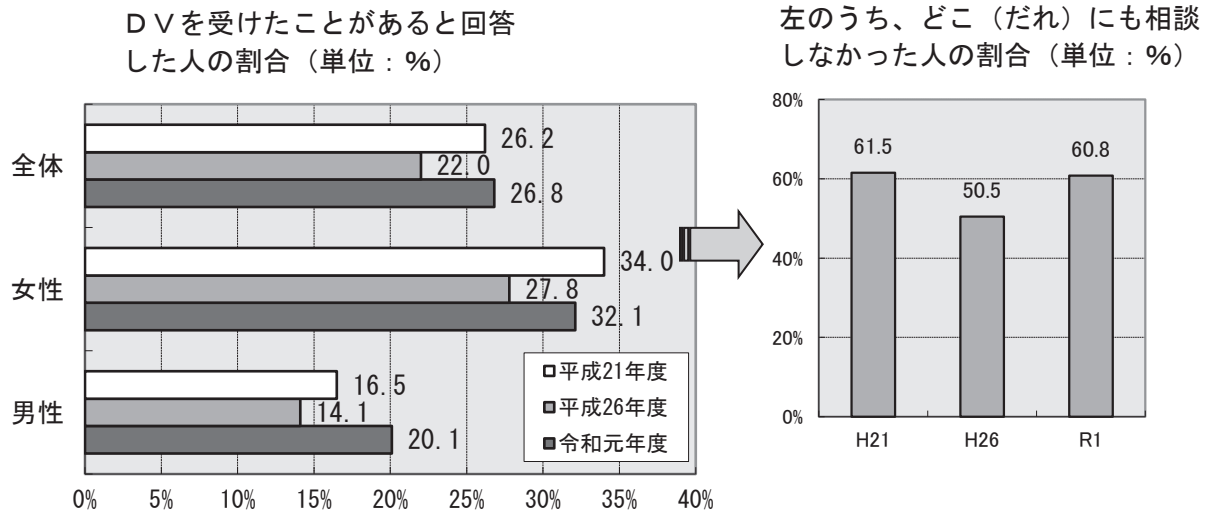
[単位：件]



(2) 県民調査からみたDV（令和元年度調査）

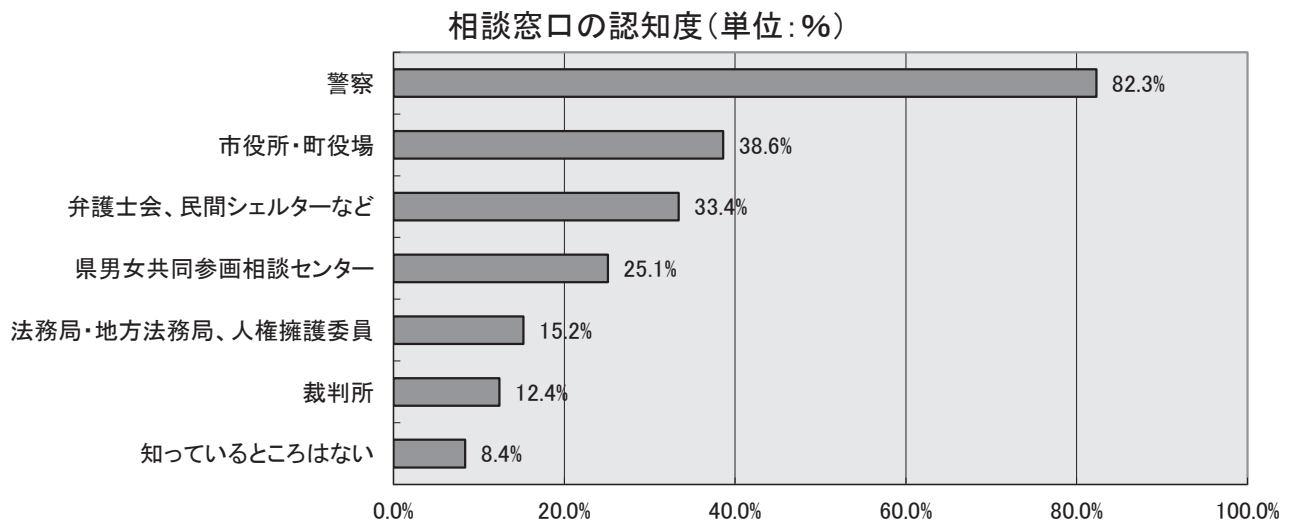
① DV※の被害経験 ※身体的暴力、精神的暴力及び性的暴力

- 約4人に1人がDVの被害経験があり、性別にみると、女性は約3人に1人、男性は約5人に1人となっています。
- 被害経験は、男女とも5年前より増加しています。
- どこ（だれ）にも相談していない被害者が約6割います。



② 相談窓口の認知度

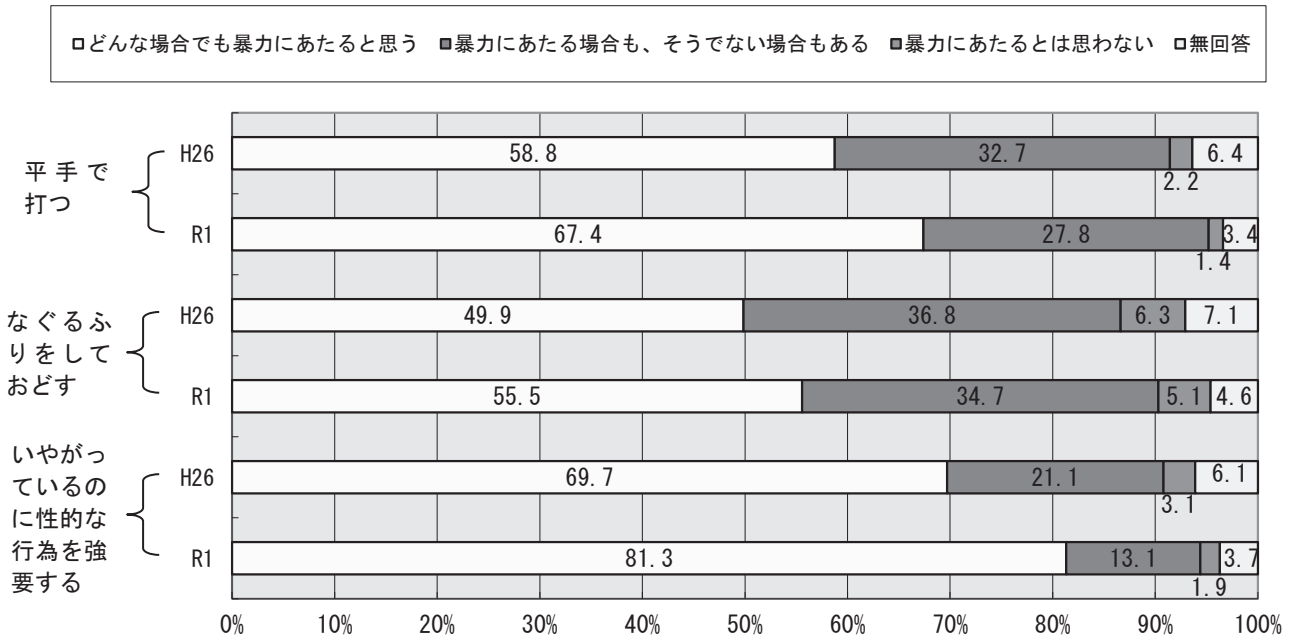
- 警察が82.3%で最も高く、以下、市役所・町役場(38.6%)、民間の機関(33.4%)、県男女共同参画相談センター(25.1%)の順となっています。
- 前回調査と比較して、県男女共同参画相談センターの認知度は1.6ポイント低下しています。(H26 26.7%→R1 25.1%)
- 相談窓口を知らない人の割合は、8.4%となっています。



③ DVと認識される行為

- 前回調査と比較して、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」と認識する人の割合が増加しています。

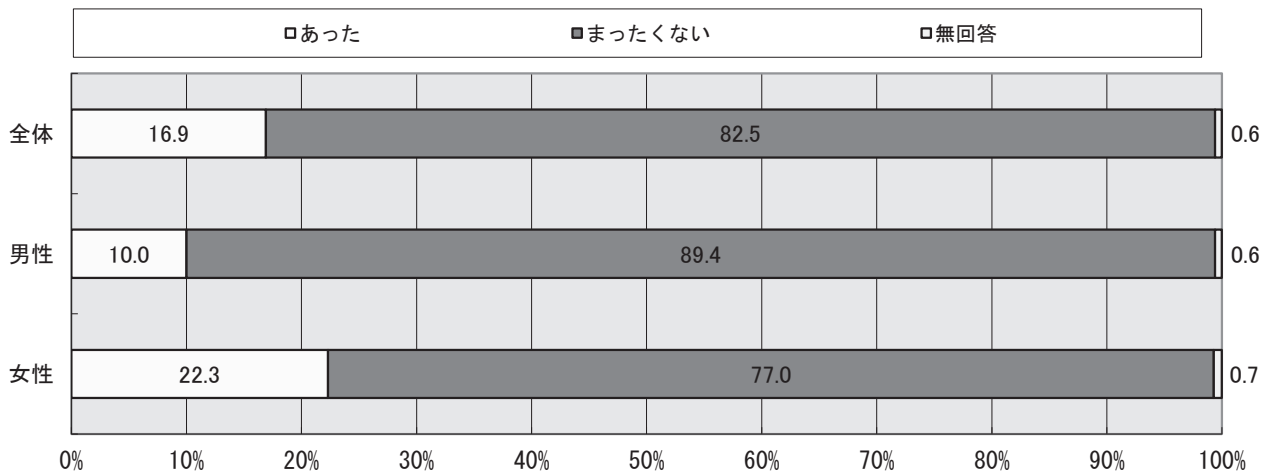
DVと認識される行為[単位:%]



④ 交際相手からの暴力※の被害経験 ※身体的暴力、精神的暴力及び性的暴力

- 約6人に1人が交際相手からの暴力の被害経験があり、性別にみると、女性は4～5人に1人となっています。

交際相手からの暴力の被害経験[単位:%]



【調査の出典】

「男女間における暴力に関する調査」（令和元年度調査）

1 趣 旨

DV対策等の施策推進の基礎資料とするため、男女間の暴力に関する県民意識、被害の経験の態様、程度及び潜在化の程度、理由を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の満18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

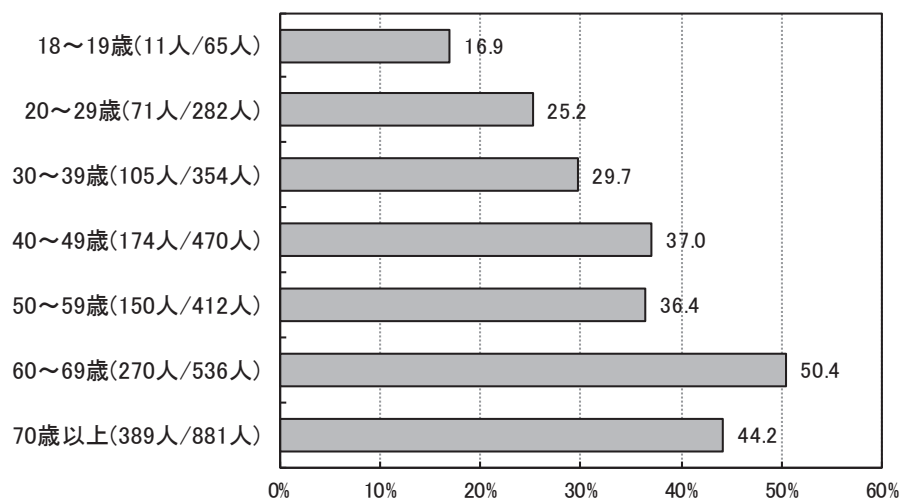
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出(市町別、年齢別人口比による割当)

調査方法：郵送法

調査時期：令和元年9月12日～10月4日

回収数(率)：全体1,172(39.1%)、男性513(34.2%)、女性656(43.7%)、無回答3

3 年齢別の回収率の状況



2 第4次計画策定後の主な動き

DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図るため、令和元(2019)年6月にDV防止法が一部改正されました。

また、これに伴い、計画策定の基礎となる国の基本方針も改定されました。

〈法改正・基本方針改定の主な内容〉

○DV被害者の保護に当たり、相互に連携・協力すべき機関として「児童相談所」が明確化されるとともに、保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレス等により、DVの増加や深刻化が懸念されています。

1 基本理念（目指す方向）

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識のもと、『DVのない社会の実現』を目指し、DVの防止及び被害者の保護等を図る諸施策を推進します。

2 施策の基本方針

『DVのない社会の実現』に向けて、次の5つの柱を基本方針とする施策体系のもと、市町、関係機関・団体等と連携し、諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

【施策体系】

1 DVを許さない社会の実現

- (1) 暴力を許さない県民意識の醸成
- (2) 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- (3) DVに関する調査研究
- (4) 交際相手からの暴力への対策
- (5) ストーカー行為への対策

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

- (1) 相談窓口の周知徹底
- (2) 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実
- (3) 警察における相談体制の整備・充実
- (4) 市町等における相談体制の整備・充実
- (5) 相談に携わる人材の育成及びケア

3 被害者を保護する体制の整備・充実

- (1) DVの通報等の体制整備
- (2) 通報等への対応と緊急時における安全の確保
- (3) 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
- (4) 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

- (1) 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進
- (2) 経済的自立に向けた支援
- (3) 住宅の確保支援
- (4) 子どもに対する支援
- (5) 地域における支援
- (6) 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援
- (7) 被害者等の個人情報保護の徹底

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

- (1) 関係機関の連携・協力
- (2) 市町と連携した取組と支援の強化
- (3) 民間団体等との連携・協働
- (4) 苦情に対する適切かつ迅速な対応

1 DVを許さない社会の実現

【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化しやすい特性を有しています。

令和元（2019）年度に本県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、約4人に1人がDVの被害経験があり、性別にみると、女性は約3人に1人、男性は約5人に1人となっています。

こうしたことから、DVの根絶に向けて、暴力は絶対に許さないという意識の醸成を図るため、普及啓発や人権尊重の意識を高める教育の充実などの取組を進めていく必要があります。

【方向性】

- お互いの人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識醸成を図るため、広報媒体を活用した普及啓発や、教育の充実などの取組を進めます。
- DV対策等の施策推進の基礎資料とするため、本県のDVの現状や県民のDVに関する認識、加害者更生の指導方法等について調査研究を実施します。
- 交際相手^{※3}からの暴力に関しても、暴力の根絶に向け、学校等の指導者と連携した予防教育や、相談等の被害者への支援に取り組みます。
- ストーカー行為の防止に関する普及啓発、被害者の支援に取り組みます。

【具体的取組】

(1) 暴力を許さない県民意識の醸成

ア お互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会のあらゆる分野で醸成するため、啓発資料の作成や講座の開催、広報等を積極的に進めます。

イ 市町における普及啓発、人権教育等の取組や、事業所や団体等が自主的に行う研修等を支援するため、講師の派遣や情報提供等を行います。

ウ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～11月25日）において、集中的な啓発活動を行います。

※3 交際相手

この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手を「交際相手」と表記します。

(2) 人権教育、男女平等に関する教育の推進

- ア 児童生徒の心身の成長に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活における協力の大切さなどに関する学校教育を推進します。
- イ 家庭や地域において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、人権や男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実に努めます。
- ウ 指導に当たる者に対する研修等に取り組み、男女共同参画の理念への理解促進や男女共同参画意識の向上に努めます。

(3) DVに関する調査研究

- ア 本県のDVの現状や県民のDVに関する認識等について定期的に調査を実施し、その結果を今後の施策に反映させます。
- イ 加害者の更生のための指導方法については、国における調査研究の把握や民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

(4) 交際相手からの暴力への対策

- ア 交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについても、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援に取り組みます。
- イ 市町をはじめ学校や関係機関が、交際相手からの暴力の問題に取り組むことができるよう、指導用マニュアル等を活用した予防のための取組を進めます。
- ウ 若年層向けの啓発資料の作成・配布等により、DV予防の観点も含め、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供します。また、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による暴力被害の防止のため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。

(5) ストーカー行為への対策

- ア ストーカー行為の防止に関する普及啓発に取り組むとともに、被害者に対して、適切な支援を行います。

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

【現状と課題】

県男女共同参画相談センターは、DV対策の中核施設となる「配偶者暴力相談支援センター」として、専門的・広域的な対応など、関係機関と連携・調整して、相談対応に当たるとともに、市町等に対し、相談業務に関する助言や情報提供等の支援を行っています。

また、被害者が利用しやすいよう、土日及び平日夜間の電話相談やフリーダイヤルでの相談等に応じています。

令和元（2019）年度に本県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、県男女共同参画相談センターの認知度は約25%ですが、相談窓口を知らない人の割合は約8%と低い状況です。

しかし、被害経験があっても、約6割の人がどこ（だれ）にも相談していないことから、被害者が迷わず気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、多様な相談に対応できる体制の整備・充実に向けた取組が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレス等により、DVの増加や深刻化が懸念されていることから、被害者の立場に立った利用しやすい相談等の対応が必要です。

【方向性】

- 県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談窓口の周知に取り組むとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- 市町の配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町への協力要請及び情報提供等の支援を行います。
- 被害者が安心して相談できるよう、相談業務に従事する職員等の資質向上を図る研修の実施等により、相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

(1) 相談窓口の周知徹底

ア DV被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の連携のもと、啓発資料の作成や各種広報媒体等を活用した相談窓口のさらなる周知に取り組みます。

特に、本県のDVに関する相談支援の専門機関である県男女共同参画相談センターの一層の周知を図るとともに、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の広報に努めます。

イ 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為について広く啓発を行うことにより、DVに関する県民の理解を深め、DVが潜在化しないように努めます。

(2) 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実

ア 県内におけるDV対策の中核施設として、県内の相談体制の強化に向け、専門的・広域的な対応など、関係機関との連携調整機能の整備・充実を図ります。

イ 土日及び平日夜間における相談対応や、弁護士、医師、臨床心理士による専門相談の実施、フリーダイヤル（DVホットライン）による相談対応、オンライン面接相談環境の整備など、被害者の立場に立った利用しやすい相談等の対応を行います。

ウ 外国人被害者や障害のある被害者へは、相談に際し、外国語通訳や手話通訳の確保、外国語リーフレットの配付など適切な対応を行います。

エ 性暴力に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、関係機関と連携・協力して、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。

オ ストーカー被害の相談内容・状況に応じて、警察をはじめとする関係機関等と連携し、適切な支援に努めます。

(3) 警察における相談体制の整備・充実

ア 警察本部及び各警察署において、休日、夜間を問わず、被害者からの相談を受け付けて必要な対応を行います。

イ 女性被害者からの相談に対しては、被害者の負担軽減等を図るため、可能な限り女性警察官による対応を行います。

ウ DV防止法等に基づき、被害者からの援助の申出があった場合は、関係機関と連携し、避難その他の措置の教示等を行います。

エ ストーカー被害の相談に対して、被害者の意向を踏まえながら、本人やその周辺者である家族等の安全確保を最優先として、防犯指導や対応方法の教示、ストーカー規制法に基づく禁止命令や行為者の検挙など、相談の内容に応じた必要な措置を行います。

(4) 市町等における相談体制の整備・充実

ア 被害者が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係部署と連携した相談体制の整備などを働きかけます。

イ 市町の配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の配置が図られるよう情報提供等を行います。

ウ 人権擁護機関や、県・市町の社会福祉協議会、民間支援団体など、DV被害者からの相談に携わる関係機関・団体等と連携して、相談等の対応を行います。

(5) 相談に携わる人材の育成及びケア

ア 被害者からの相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、多様な被害者が安心して相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報保護の徹底等に努めます。

イ DV対応と児童虐待対応の相互理解を促進するため、DV対応職員と児童虐待対応職員がDV及び児童虐待に関する知識を習得できる研修を実施します。

ウ DV相談窓口向けの対応マニュアルの活用により、相談業務に携わる職員への支援に努めるとともに、その内容の一層の充実を図ります。

エ 県男女共同参画相談センターの相談員の資質向上を図るため、国等が実施する研修会への計画的な派遣に努めます。

オ 県男女共同参画相談センターの相談員が一人で問題を抱え込むことがないよう、日頃から意見交換を行うとともに、専門講師を招き事例検討会を開催するなど、相談員の心理的負担の軽減を図ります。

カ 女性が被害に遭いやすいDV・ストーカーや性暴力の被害の防止を図るため、相談業務等に従事する警察官を対象にヒアリング技術の向上に係る研修を行います。

キ 市町等の相談窓口職員に対して、相談業務に対する助言や情報提供等を行うとともに、市町からの求めに応じ、県男女共同参画相談センターの職員や相談員をアドバイザーとして派遣し、困難ケースなどに対する助言・指導や研修等の支援を行います。

3 被害者を保護する体制の整備・充実

【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、潜在化しやすい傾向にあることから、DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、DV防止法において、DVを受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定されており、通報を受けた県男女共同参画相談センターは、被害者の相談や一時保護などの支援を行っています。

一時保護に当たっては、警察や市町との連携・協力のもと、被害者の安全確保を図りながら、迅速な保護を行い、安心して支援を受けることができるよう配慮するとともに、必要に応じ、医学的、心理的ケアを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、DVと児童虐待は重複して発生するなど関連性が認められることから、被害者の子どもについても、児童相談所等の関係機関と連携しながら、適切な保護及び支援等を行うことが必要です。

【方向性】

- 県男女共同参画相談センターを中核として、住民に身近な市町、警察、関係機関・団体等と連携し、相談・保護等の各段階にわたり、被害者の状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。
- DVの未然防止と早期発見を図るため、地域の見守りネットワークの形成など、関係機関の連携強化を支援します。
- 避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全の確保に、市町、警察と連携して取り組みます。
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護等の支援を、市町、警察、関係機関・団体等と連携して実施します。
- 被害者が同伴する子どもに対して、学習支援を行うとともに、児童相談所と連携して専門の職員による心理的ケアなどの支援を行います。

【具体的取組】

(1) DVの通報等の体制整備

ア DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、被害者を発見した場合の通報の意義や必要性、通報先等について、県民に対して広く啓発を行います。

イ 地域の見守りネットワークの形成を促進するため、市町、関係機関・団体を対象とした研修会等を通じて、意識啓発や連携体制の強化を進めます。

- ウ 医療関係者に対し、対応マニュアル等により、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度について、広報を行います。
- エ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用して、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などについて、研修会等を利用して広報を行います。
- オ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの支援や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。
- カ 児童相談所や、市町等の児童虐待・高齢者虐待の相談窓口と相互に情報交換を行い、被害者等の早期発見と適切な保護の実施に努めます。

(2) 通報等への対応と緊急時における安全の確保

- ア 県男女共同参画相談センターが被害者に関する通報又は相談を受けた場合、相談窓口として同センターがあることを被害者に伝えるよう通報者に依頼するとともに、被害者と連絡を取ることができる場合は、同センターに相談し、必要な支援を受けるよう促します。
- イ 通報や相談の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき、市町及び児童相談所に通告するとともに、児童相談所等と連携して、被害者とその子どもの支援に取り組みます。
- ウ 警察において、DVが行われていると認める場合は、暴力の制止に当たるとともに、救護を要すると認められる被害者の保護を行います。
また、刑事事件として立件できるものについては、被害者の意思を踏まえて検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発防止の措置を講じます。
- エ 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。

(3) 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援

- ア 緊急に被害者を保護する必要がある場合や被害者の健康回復が必要と認められる場合等には、県男女共同参画相談センターにおいて、被害者等の一時保護を行い、自立に向けた支援を実施します。
- イ 心身に被害を受けている被害者に対しては、専門の職員による支援に加え、必要に応じて、医師の診察や臨床心理士によるカウンセリングを行うなど、医療機関と連携して適切な支援に努めます。
- ウ 外国人被害者や障害のある被害者に対しては、外国語通訳や手話通訳などを行います。

- エ 被害者が同伴する子どもについては、関係機関と連携し、子どもの状況も十分に把握して、心のケアなどの支援を行います。
- オ 同伴する就学中の子どもに適切な学習機会を提供するため、生活指導員による学習支援や、教員免許を有する学習ボランティアによる学習指導を実施します。
- カ 同伴する乳幼児に対応するため、プレイルームや遊具等を整備し、保育経験のある生活指導員による保育支援を実施します。
- キ 心理的ケアが必要な同伴する子どもに対しては、児童相談所と連携して専門の職員によるきめ細かな支援を行うとともに、必要に応じて、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。
- ク 一時保護の終了後、被害者等に対する心身の健康の回復や生活基盤の安定が必要な場合は、関係機関等と連携して、婦人保護施設や母子生活支援施設において、自立に向けた支援を行います。
- ケ 加害者の追及から逃れるため、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合もあることから、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。

(4) 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

- ア 被害者が同伴する子どもが男子中学生など、県男女共同参画相談センターでの一時保護が適当でない場合には、関係機関・団体と連携して、社会福祉施設や民間シェルターへの一時保護委託や児童相談所での一時保護を行います。
- イ 被害者や同伴する家族の状況に応じて、一時保護の委託ができるよう、社会福祉施設等の委託先を拡充します。
- ウ 被害者や同伴する家族が男性の場合等は、民間宿泊施設の利用等により、保護を行います。

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

【現状と課題】

被害者がDVから逃れ、自立して生活しようとする際は、就業や住宅・生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることとなり、その課題解決に関わる関係機関は多岐にわたります。

そのため、被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、被害者の状況やニーズに応じた自立を支援する必要があります。

【方向性】

- 被害者が自立して生活できるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、就業や住宅確保等の支援を行います。
- 被害者に最も身近である市町に対して、支援体制の整備の協力要請を行います。
- 被害者等の安全確保を図るため、個人情報の管理の強化・徹底を図ります。

【具体的取組】

(1) 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進

- ア 市町、関係機関・団体等と連携して、手続の円滑化など被害者の負担軽減を図ります。
- イ 被害者の状況に応じて、福祉事務所、市町、関係機関・団体等と連携し、生活保護制度など様々な制度を活用した支援を行います。

(2) 経済的自立に向けた支援

- ア 被害者の就業を支援するため、公共職業安定所等の就業支援等による情報提供を行うとともに、必要に応じて、関係機関等に同行します。
- イ 県民局等でキャリアカウンセリングを実施し、適性、職業経験、能力等に応じた職業設計など就職に関するあらゆる相談に応じ、就職支援を行います。
- ウ 県立高等産業技術学校や県しごとセンターにおいて、公共職業安定所等と連携して、職業訓練や、相談から情報提供・能力開発・職業紹介まで就職支援を行います。
- エ 新しく事業を始めようとする場合、起業に関する講座の開催や長期・低利の融資制度等による支援を行います。
- オ ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員等による相談・情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、公共職業安定所等と連携し、就業に関する相談や情報提供、職業紹介までの支援に取り組みます。

カ ひとり親家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や自立支援教育訓練給付金^{※4}、高等職業訓練促進給付金^{※5}に関する情報提供を行います。

(3) 住宅の確保支援

ア 県営住宅の優先入居や目的外使用などにより支援を行います。

イ 市町営住宅の空き室状況等について情報提供を依頼するとともに、市町に対して、市町営住宅の優先入居や目的外使用の実施について、協力要請を行います。

ウ 民間賃貸住宅への入居について、山口県居住支援協議会^{※6}の枠組みを活用した不動産情報の提供支援に努めます。

エ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅^{※7}の登録を促進します。

オ 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保の支援に努めます。

カ 被害者支援に取り組む民間団体等によるステップハウス^{※8}の設置の支援に努めます。

(4) 子どもに対する支援

ア 市町等の関係機関に対し、区域外就学の弾力的な運用や保育所への優先入所等の協力要請を行います。

イ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの支援や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。（再掲）

ウ 児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、市町保健センター等の関係機関と連携し、必要に応じて心のケアを図ります。

※4 自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のため、国が対象とする講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座）を受講したひとり親家庭の母又は父に対して支給される給付金のこと

※5 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関において修業するひとり親家庭の母又は父に対し、修業期間中の生活の安定を図るために支給される給付金のこと

※6 山口県居住支援協議会

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭やDV被害者その他住宅の確保に配慮を要する者）が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援策の協議等を目的として、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、住宅確保要配慮者に対して居住に関する支援を行う団体と組織した協議団体のこと

※7 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県・政令市・中核市（下関市内は下関市長、下関市以外は山口県知事）に登録された住宅のこと

※8 ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設のこと

(5) 地域における支援

- ア DVに関する関係機関・民間団体を構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会^{※9}」において、被害者が地域で安心して生活できるための支援体制や方策等について検討します。
- イ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用して、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などについて、研修会等を利用して広報を行います。(再掲)
- ウ 地域における被害者支援を促進するため、被害者支援に意欲のある県民を対象とした講座・研修等を実施します。
- エ 一時保護の終了後、地域で安定した生活が送れるよう、被害者とその子どもに対して、訪問や電話による相談支援を行います。
- オ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町に対し、相談・支援の連携体制の整備について働きかけます。
- カ 被害者の自助グループの活動を支援するため、交流場所の確保や指導者等の派遣などに取り組みます。
- キ 精神保健福祉センター、保健所、市町保健センター等の関係機関と連携し、必要に応じて被害者の心のケアを図ります。また、被害者の心のケアに関する理解を促進するため、精神保健福祉センターにおいて、保健、医療、福祉等の関係者を対象とした研修を実施します。

(6) 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援

- ア 必要に応じ、被害者に対して保護命令^{※10}制度に関する情報提供等を行います。
- イ 被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、保護命令の申立てを支援するとともに、申立て後の留意事項の説明や福祉制度利用に繋げるための情報提供等を行います。また、緊急保護が必要な場合は、一時保護制度について情報提供等を行います。

^{※9} 山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会

DVに関する関係機関・民間団体相互の連携を強化し、DV相談の処理並びに被害者の保護及び自立支援を効果的に行うために設置した協議会のこと

構成機関：山口地方裁判所、山口家庭裁判所、山口地方法務局、山口労働局、県弁護士会、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県病院協会、県社会福祉協議会、シェルター運営団体、山口被害者支援センター、山口市福祉事務所、県関係各課・出先機関、県教育庁、県警察本部

^{※10} 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより配偶者に対して発する命令のこと

被害者への接近禁止命令や電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令があります。

保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

ウ 保護命令が発せられた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害防止の留意事項等について説明し、警察と連携して、被害者の安全確保に努めます。

また、警察においては、加害者に対して、保護命令が確実に遵守されるよう指導、警告等を行います。

エ 弁護士による法律相談などの専門相談を行うとともに、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（愛称：法テラス）の民事法律扶助制度^{※11}などの情報提供を行います。

(7) 被害者等の個人情報保護の徹底

ア 被害者や被害者と同居する家族、支援者等の安全の確保を図るため、関係者の個人情報の保護について、担当者会議や研修会等により、市町、教育委員会、学校等の関係機関に周知徹底を図ります。

イ 福祉事務所、健康保険、国民年金、児童手当等の相談窓口において、扶養照会を行わないなど、被害者の立場に立った個人情報の保護が行われるよう、各種会議等を通じて、関係機関に周知を図ります。

ウ 被害者の住所等の秘密を保持するための住民基本台帳事務における支援措置について、情報提供を行います。

^{※11} 民事法律扶助制度

離婚や金銭、不動産など民事の紛争を抱える人で、収入が一定基準以下の人に対し、無料法律相談や裁判代理費用の立て替えなどの援助を行う制度のこと

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

【現状と課題】

DVの未然防止・早期発見とともに、被害者の保護や自立支援等を効果的に行うため、平成16（2004）年に「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を設置し、関係機関・団体間の連携強化を図っています。

令和元（2019）年6月のDV防止法改正において、DV対策と児童虐待防止対策の強化が求められていることを踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化や、DVと児童虐待の特性等に関する理解を促進する必要があります。

また、民間団体の中には、被害者の保護やニーズに応じた支援活動に取り組んでいる団体もあり、被害者支援において大きな役割を担っています。このような民間団体が円滑に活動できるよう、情報提供を行うとともに、被害者の多様なニーズに応えることができるよう、民間団体と連携して、被害者支援に取り組む必要があります。

【方向性】

- 「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化に取り組みます。
- DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携を強化します。
- DVの防止及び被害者の保護等に向けて、市町との連携強化を図るとともに、助言や情報提供等を行います。
- 民間団体によるDVの防止や被害者支援の活動を支援するとともに、協働して取り組みます。

【具体的取組】

(1) 関係機関の連携・協力

ア 「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化に取り組みます。

イ 市町が設置する要保護児童対策地域協議会^{※12}への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有するなど、市町や児童相談所等とのさらなる連携を図ります。

ウ DV対応と児童虐待対応の相互理解を促進するため、DV対応職員と児童虐待対応職員がDV及び児童虐待に関する知識を習得できる研修を実施します。

（再掲）

※12 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援に関する協議を行う協議会のこと

(2) 市町と連携した取組と支援の強化

- ア DVの防止及び被害者の保護等に向けて、市町との連携強化を図ります。
- イ 「市町における配偶者暴力対策に関する手引」や、市町への助言、情報提供等により、市町におけるDV対策や地域連携の体制整備等を支援します。
- ウ 市町の配偶者暴力対策基本計画の策定に向けた働きかけや助言等を行います。
- エ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町に対し、相談・支援の連携体制の整備について働きかけます。（再掲）

(3) 民間団体等との連携・協働

- ア ボランティア団体、NPO法人などの県民活動団体への情報提供や意見交換を行うとともに、DV対策に連携して取り組みます。
- イ 地域において被害者の保護などの支援活動を行っている民間団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。
- ウ 公益財団法人山口きらめき財団と連携し、DV対策を推進する民間団体への支援を行います。

(4) 苦情に対する適切かつ迅速な対応

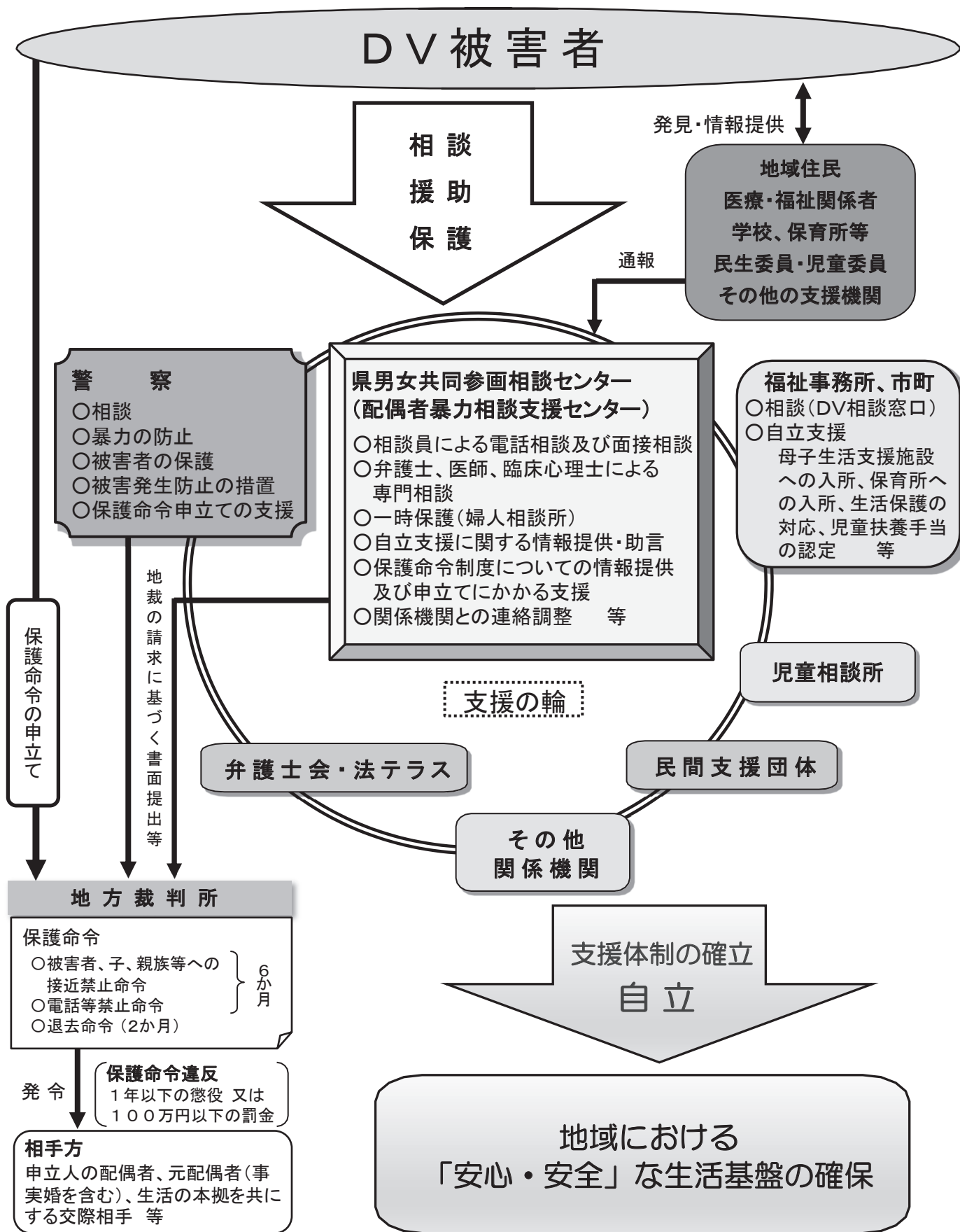
- ア 県における男女共同参画に関する苦情処理の受付窓口(山口県男女共同参画課)等について、パンフレットやホームページ等により啓発に努めます。
- イ 被害者から苦情の申出を受けた場合には、迅速かつ適切な対応を行います。

参 考 資 料

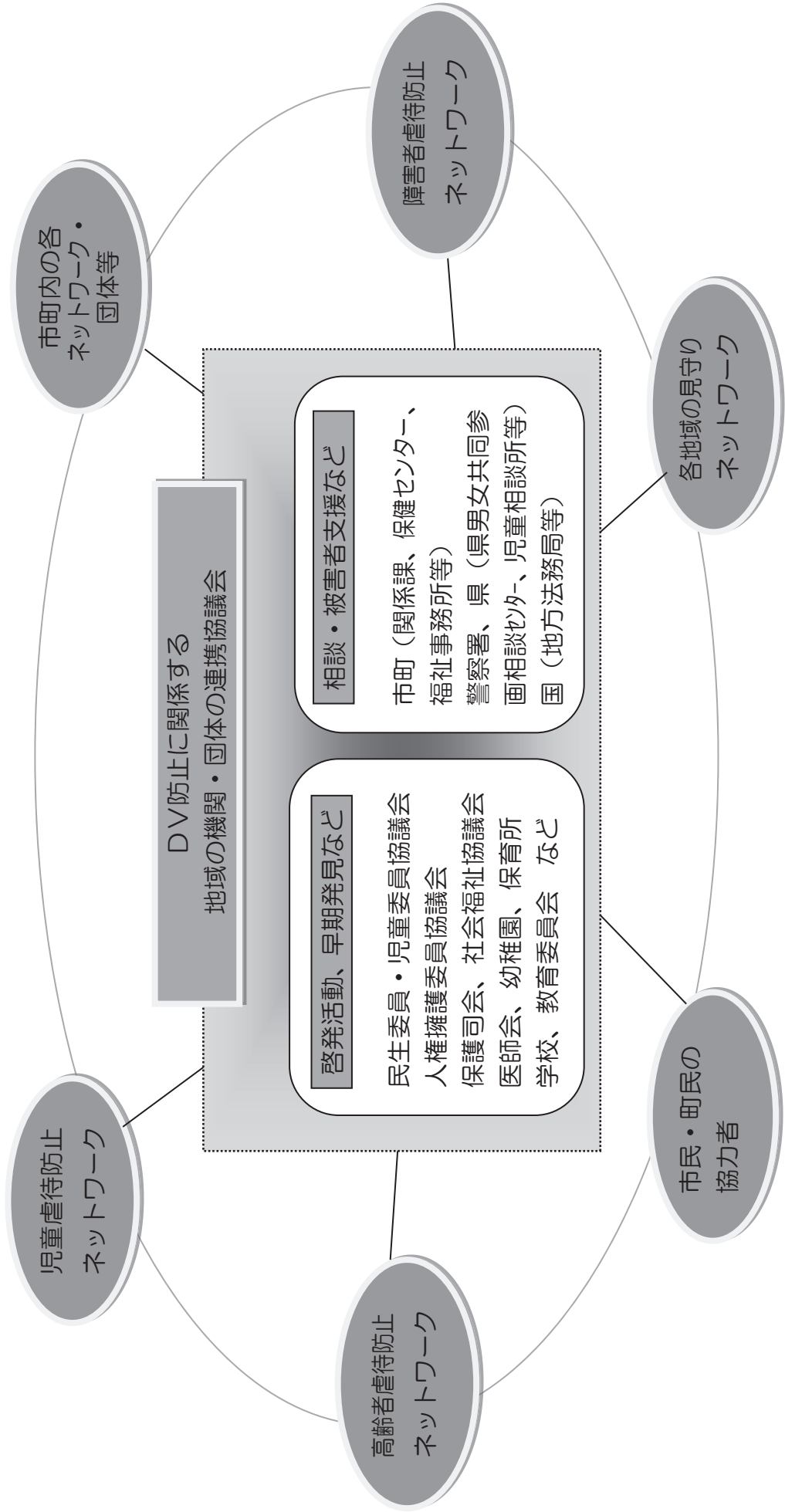
目 次

○DV被害者支援の流れ	22
○DV防止に関する地域における見守りのネットワーク【概念図】	23
○「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画（素案）」に対するパブリック・コメント （県民意見の募集）の結果について	24
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	25
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 （概要）	37

DV被害者支援の流れ



DV防止に関する地域における見守りのネットワーク【概念図】



「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画(素案)」に対するパブリック・コメント (県民意見の募集)の結果について

1 県民意見募集の実施

(1) 実施期間

令和2年12月14日(月)から令和3年1月13日(水)まで

(2) 公表方法等

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在、県男女共同参画課、県男女共同参画相談センターに、基本計画の素案を備え付けるとともに、県ホームページにも資料を掲載し、誰もが自由に閲覧できるようにしました。

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メールで意見を募集しました。

2 提出のあった意見

3名から22件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

項 目	件 数
第1章(計画策定に当たって)に関するもの	1件
第4章(計画の内容)に関するもの	3件
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの	17件
その他	1件
合 計	22件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容

について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取

り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この

項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載し

た書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効

力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方

を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する

第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第百十三号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件

については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号
※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医

や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の

申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護が

できない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務

を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画

発行 令和3年(2021年)3月

編集 山口県環境生活部男女共同参画課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

T E L 083-933-2630

F A X 083-933-2639

E メール a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>



夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～